

浄化槽工事業登録・・・浄化槽工事業を営もうとする者

(建設業の土木工事業、建築工事業、管工事業の許可がなく、浄化槽工事業を行おうとする都道府県)

○登録の要件・・・浄化槽設備士の営業所への設置

不適格要件に該当しないこと（2年以内に登録を取り消された者でない者）

○手数料・・・新規32,000円 更新25,000円

○更新・・・5年に1回（更新をする場合は、期間が満了する日の30日前までに最初の登録を受けた時と同じ手続きにより、更新申請が必要）

■登録申請書と添付資料

第1号	浄化槽工事登録申請書
第2号	誓約書 浄化槽設備士免状の写し、又は、浄化槽設備士証の写し（但し、申請時に原本確認）
第3号	工事登録者申請者の調書 （法人にあっては役員全員、個人にあっては、本人又は法定代理人）
第4号	浄化槽設備士の調書（営業所ごとに置かれる浄化槽設備士全員） 浄化槽設備士の住民票 商業登記簿謄本（個人の場合は、登録申請者の住民票）

■登録変更の届出事項と提出書類（様式第7号）（変更事案があった日から30日以内）

法人	個人	変更事項	添付書類
	○	氏名又は名称	住民票
○		名称	商業登記簿謄本
	○	住所	住民票
○		住所	商業登記簿謄本
○		営業所の名称及び所在地	商業登記の変更を必要とする場合には商業登記簿謄本
	○	営業所の名称及び所在地	なし
○		役員の氏名	商業登記簿謄本 新たに役員となる者がある場合には誓約書（様式第2号）及び当該役員の調書（様式第3号）
○	○	浄化槽設備士	当該浄化槽設備士の ① 浄化槽設備免状の写し又は、浄化槽設備士証の写し（届出時原本確認） ② 調書（様式第4号） ③ 住民票

※浄化槽工事業の定義における「浄化槽工事を行う」とは、浄化槽工事を自ら施工することをいい、したがって土木一式工事、建築一式工事、管工事等の建設工事を請け負い、当該工事に浄化槽工事を含む場合であっても、当該浄化槽工事を他の者に下請け負いをさせる場合は、浄化槽工事業に当該しないので注意すること。

(昭和六十年七月十九日建設省経建発第一二九号)

参考

浄化槽清掃業の許可・・・当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長

浄化槽保守点検の登録・・・札幌市内業者・・・札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課一般廃棄物係
札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎13階北側(電話 011-211-2927)
石狩管内（札幌市を除く）・・・北海道環境生活部環境局循環型社会推進課
廃棄物指導G（内線：24-326）

浄化槽設備士試験及び申請用紙等・・・財団法人北海道浄化槽協会

札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号

TEL：011-823-4755

特例浄化槽工事業者届出・・・浄化槽工事業を営もうとする者

(建設業法の土木工事業、建築工事業、管工事業の許可を受けている建設業者で、浄化槽工事を営む者)

- 登録の要件・・・浄化槽設備士の営業所への設置
- 手数料・・・なし
- 更新・・・なし (建設業の許可更新の変更届けの提出が必要)

■届出書と添付資料

様式番号	書類の種類
第11号	特例浄化槽工事業者届出書
	建設業許可通知書の写し、又は、建設業許可証明書
	浄化槽設備士免状の写し、又は、浄化槽設備士証の写し (届出時原本確認)
第4号	浄化槽設備士の調書
	浄化槽設備士の住民票

■変更の届出事項と提出書類

法人	個人	変更事項	添付書類
	○	氏名又は名称及び住所	なし
○		名称及び住所	なし
○		代表者の氏名	なし
○	○	建設業に基づき許可を受けた ① 業種 ② 許可番号 ③ 許可年月日	建設業許可通知書の写し、又は、許可証明書の写し
○	○	浄化槽工事業を営む営業所の 名称及び所在地	なし
○	○	浄化槽設備士	当該浄化槽設備士の ① 浄化槽設備士免状の写し、又は、浄化槽設備士証の写し (原本確認) ② 浄化槽設備士の調書 (第4号) ③ 住民票

参考

浄化槽清掃業の許可・・・当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長

浄化槽保守点検の登録・・・札幌市内業者・・・札幌市環境局環境事業部事業廃棄物課一般廃棄物係
札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎13階北側(電話 011-211-2927)
石狩管内 (札幌市を除く)・・・北海道環境生活部環境局循環型社会推進課
廃棄物指導G (内線: 24-326)

浄化槽設備士試験及び申請用紙等・・・財団法人北海道浄化槽協会
札幌市豊平区平岸5条7丁目7番10号
TEL: 011-823-4755